



JL 2
3097
12



1875
57

淡 福 不 知 寄 上 山 七 地
對 天 笑 新 寄 寄 寄 寄
山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山
山 山 山 山 山 山 山 山

1875
57



門 凡 2
號 3097
卷 12



日本行紀

身二十七篇

最後の琉球上陸

大嶋

海上逢遇

那覇へ回帰

不快なる事

槓死

法則

「コムモドレ」及び國君

早稲田大學
26.2.5
森

弟七月十四日の安息

流移の植民

「モルトン」^名 醫の

琉球を離別せる

千八百五十四年弟七月那霸港に於て記

此度香港に帰るに当りコムモトルル尚又琉球
に到る是彼を定議し殊に我穀庫のことを定め
むとい

大島に迫つるに凡そ諸日其辺にありし此島琉

球の北凡そ三百里ありし船二隻を墜し遣
し其経緯度を測らしむるにちれを為さハ難務の
一なりし○臺灣より支那の海岸に沿ふて日本
の南西の海岸に達するの運島中に今に至るま
での地図上に多の誤失を存し嶋岬の位置正し
からざるあり○日本にありし我諸船各異の海
路を航しコムモトルル亦旗船に駕し他路を
航せるを以て諸験測を集合比較し得る其成を
るもの今に至るまが為し多る諸験測より金備
するに至る

大島ハ琉球の後此連島中最要の之のホー其
地ハ山丘多く是彼茂林あり又一二所子於てハ
善く耕耘せる地あり其風景なり○島の北ハ
当りて一港あり然もとも其入ロハ狭くして大
船の通航子適セバ○其土人ハ琉球人子齊しく
其耕耘の法も亦殆んとおもふ異なり○其行
きたる船豆菜菔「ヤムス」等の菜を齎し来りて
より夕子至りて航路を進めり○次日の曉子至
りて直ち子香港子行をき船「ソウクニフトニ」を
見失へり然るも「レスス」^{レス}と「ホウハッタニ」^共

号船ハ那覇の方子航路を取きり

此同日正午の後子我船正子「エドモ」島と琉球
島との海峡を航せし時一個の異船風子向ふ
航し来りしハ四里の距離處子其航路を
轉し「エドモ」の西岸を回り行むとせり○我等
ハ航路を傍て其船を追ひ其ま子近づける頃砲
を放ちて第二砲まで至りし其船少くも其
ま子意を用ひかりし○まより砲子第三砲の懐
葉をなし其異船の帆布を射貫りんとせし頃子
英吉利の船旗を揚げり○半加農射の距離子

く我等其船を追ひ且一小舟を遣て探問せ
しむ○然るに其船ハ大顔利太尼亞の船より
上海^{支那の地名}のより龍動^{英吉利の首府}を行くものあり
茶と絹とを載せ多るものと知り然るを我等
此船ハ魯西亞の隊船に属するものありて今我
船を見り退逃せんと爲りたると思ひたり○
甲比丹の我船に返り一日報紙を得り第一に歐
羅巴諸国と魯西亞と戦争の起るを知る此
貨より高船の逃むとせりハ驚くべき事あり
其荷載ハ凡そ五十万「トルラル」の金貨の價よりて

彼等の爲にハ大なる掠財なりなり
身三十日の早朝に那覇に入港せり「キシニグ
ト」船ハ既に身五月に下田より此地に来り
リ○此度ハ此善良なる島人と不親和に應對を
なせり斯くもす所以ハ下田に述ることより紀
リ○予既に説ける如く日本に身二回の滞留
をなせる間琉球に残しおける穀類及び他も預
備物を守るに爲り士官二人水夫数人を去り地
に留めしり○我等が出帆せり後ハ土人
不親懇になむり然もとも初ハ不快の事なり

第四月、魯西亞の半隊船那覇に入港しけるが
魯西亞人の事を土人が幾せは却る我士官と我
士官と其の大小の飲食したる新鮮の食料を求
めんとす但し此士官の者が殊に異国人を注意
をすべき者なり。其他魯西亞ハ士官とハ緩歩を
なす且つ凡ゆる善く其を遇し以て其を親
友として此島に留めて快意に滞在せんとし魯
西亞がアドミラル館にてア子子を見
とちろりくハ実意を以て其を謝しニ夕樂隊

を陸に送り

魯西亞人出帆せし時より一々ある争闘我人
氏と琉球人との間を起り其は以て我士官
其始にハ那覇の府吏は嘆き終に琉球国主は嘆
かきみくこまを和平せんとす。○後数日して
「キシニグトニ」名船入港せり。○小船を陸に遣は
し。○我水支府は行き其市場より食料の價の
高とす就き土人と争闘し終に相闘しり。○
その夕に少年の通詞官「ニサト」甚く倉卒に
我預備物を置ける社中より来り士官某君は亞米

利加の水夫溺死せるを以て其内港に行
むと云へり。○其地に到りて水夫は
一水夫死して水辺に横たはれり而して我人民
あまは荷ひ帰らんときし時土人これ
拒し遂げたり。○密に其死人を検査せしむ
其頭は三創ありこれ著しく打撃せし
致せる者なり然るに土人はあまは船工場より水中に
陥溺せしと云へり。○然も其過して死せるを
あらびて且其時はハ西しく其工作場は
反せる川の對岸にあり且此人ハ溫和なる人なりし

○然もとも此横死ハ何故と云へる
確證なければむ。○キニグトニ名船乃士官等の會評より告諭
して曰くその故詳ならずはと云へり因りて死せ
せりと

我等の到着に當りて事右ノ如きに至り。○
コムモドレ其事の起るを聞て直ちハ書を
琉球主に送りて其顛末ハ那覇の政官に探
檢せしむ。○亦前時の如く諸種に言ひ
遣れて其事を避むとせしが遂に遁るハ
あつと能くびしてコムモドレあまは
其罪人を探索するが爲に三日の期

を計せり○まより其探案始り三日の時限を
へく那覇のハガジ官名船子来り水夫ハ実子
殺さまゝるよしを告げ且其賊を捕へんが為小
尚三日の期を乞ひゆるが女くありくおまを許
し且其時限ハ必し事を次定すべしと命じた
里○尚且刺しく是子迫らんが為直小海軍の
別隊ハ甲比丹を将として我預備所至らしめ
且陸との諸交通を厳禁せり但し公事の應答ハ
是子関せし事大ハ調停し其探案嚴しして罪人
を囚へ且其探問をなせり我士官招らきて其探

問の證人とありたる者の言ふ所左の如し○探
査官ハ判次廳の上端に坐し其側子手冊を携へ
たる書記官坐せり○探査を受る人ハ其廳の下
端に在り西吏各其一端の夫を杖を携へたる
者是が狭めり○陣述する者をしし探問の向其
両手を頭の上子置りしむ而し其唇を稍し遅
緩するるとき毎子杖の尖端を以し其節骨を撞り
おまは促す是人をしし物言ハしむるが為の此
地の古法なるべし

第二回の日限既過ぎたる朝子至り正子猛威

以て指揮を陸に傳へんとす。已に二個の野戦砲
を船に載せし時、二個の船我言ひ向ひ来れり
其一船中、琉球の主其大臣と共に駕くるあり
一〇親和の意を以て此国主を迎ひ「コムモドレ」
とを誘きたり。然るに国主賊を探索し得たる
は四人の民其横死せしむるの罪に当るを「コ
ムモドレ」に告げ且其魁首を罪せしむるが爲に
率ひ来りしと云へり。〇此主罪人を率ひて第二
船より四人の獄吏我船に至り地球中の人物
の容貌各異なるたと我ハ三角形の笠或ハ「ヒツケ

ニハウベ」或ハ白き獄杖及び支那尾又ハ此琉球
の方言より金簪と云へる品等を荷ひたり。〇其
一人腕と手強固に縛せる賊の繩をもち賊ハ
其腕を搦扇し居り。〇此賊を船の獄吏は交
授し獄吏自刃を持ちて「カエイ」船中の名
に率き行り。〇此賊其死を預め用意し甚だ悴
悴せり。然れども其動作ハ善良なり。
琉球の主ハ甚勞して「コムモドレ」は自正直なる
を知り「あめん」とし且其罪を那覇の「ハチマシ」に
歸し其告報の不正なるを告めて其職を罷め出

を罰セリ。国主また「ゴムモドレ」は此賊を罪し
已を以て全國の民を報ひべきと云ふべり
○国主右の如く適当に謝しけむと「ゴムモドレ」
其劇しき色と柔らけて彼を問ふて此国にてハ
其賊といふる罪を加ふやと云けむハ其答
は曰く

此賊の終身一島中を放ちて罪放の植民と為さ
む

「ゴホモトレ」又曰今賊を率き行きて爾の国法に
て罪すべし我人民に報仇するを欲せし然

ともし其正直を厳密に守ること欲すと○夫
より軍議官の會集せる「ホウハツタ」に船の方を指
して曰く此旗揚りて砲を發せむ爰に断罪の
事を報し且争闘に付る罪ある所の我國民ハ正
直の罰を遁るゝ事なるとむ

此短詔彼等深く感したると見え國主も土
民も皆地上に坐し其額を地に觸れり此諸
人皆再び緩に呼吸する事を得る其謝礼を是彼
の体様より顯せり○殊に國人ハ再び其主に授
けらるゝ頃其作勢と顔色を顯れて懽喜せ

ア此一事起リ一以来精神を尽す事と尚懈ら
して又條約を定めたり此條約ハ日本と為せる
條約を基奉となせ一なり○那覇の港ハ我國民
の爲ニ互市場となし一互市をなし一是を招く事な
し○不法の所爲を爲すものあらむその罪人ハ
各其政官ニ送り其國の政官これを罪すへし○
前ニ屢々言ひある寺院をキリ又教を奉むる外
國人の須要とし一永代其葬場を定免且各個の亞
米利加久以後ハ琉球諸島の各郡を毎ニ国主よ
りの監守人を後へし又是彼の拒防なくして巡

覽一得へし○此條約一度定まりて人皆安息一
且我等容易ニ手工及び市店ニある各種の細貨
及び市場ニ放る物を賣ふと得たり

第七月四月ハ合衆國の辰祭を「レ」シ「レ」ス「レ」ト「レ」
上る美麗ニ行へり○「ハ」ル「フ」デ「キ」ホ「オ」ル「フ」レ「ゲ」
ト共ニ船のハ部分の名旗旗及び適當の標記を以てこれ
を飾り○老「モ」ツル「テ」ル「コ」ス「テ」ル各官會集せる
士官及兵卒ニ簡單なる話語をなし一且ツ獨立不
羣態の文を讀み其他の「ア」ステル「一」人民謡を誦
むをむ奏樂司皆あま和し吹鼓せり○此こ

と十一時と十二時我四半と九時の間あり而して其十
二時より当りて諸加農砲を發し衆民の祝賀をも
つゝ我旗の生辰を賀せり○其後非常の「グロク」
料を各店に分配し午膳に数月未蓄藏したる食
料を具し且酒ハ我等支那を出帆せし以來其預
備を充つるの期を得むして酒窖空しけるを
以て筐中是彼の処より救個の瓶酒を探出して
ちを祀しあり○予ハ幸ひしゝ此時二瓶の「マ
テラ」及び一掬の高價なる「マニル」の巻煙草を
得りちを此時境に想思するおとをも得へか

らざるの一貨なり

我等の琉球を出帆するの前二日「コムモト」し
又国君と離別の午時飯を饗しちを次で我ら
「エチオピア」名地歌舞羣の俳優をなせり○客ハ
其權ひたりと見え自ら知らばして辱実を笑ひ
たり而して此俳優及び食物と酒類ハ殊に彼等
ちを嘉しせりと見えり○「カムバク子」名酒此
国よりハちを「サムバニ」と呼ひて彼等の嘉好
する酒なり然もこれ目奉人の「エベルナ
イ」名地の葡萄汁を以て甚勞して製する者を政府

より我船中よ入也而一々其を蓄藏一々り一
が今ハ甚減女せるを以て只貴客の之を以て
手へ其餘の之のハ各種の他酒^ビニス^リケウ
ル等を手へあり○食膳中より其後よ至り歌楽
乃エ人雜劇をなせり予ハ此国の貴人一名を午
腕^ヨ一々二三回ハルフテ^キ船^上名^部上を歩とる
こと欲せり○其ハ実は此貴客を始めて雜
劇中よ誘くの試なり一然もとも客ハ予を善く
固握するの外ハ別事をなさハ且重らさり一
を以て予甚劣せむ一々一周回諸事を尽一々

分子雜劇を為せり
琉球諸島中の一小島の事を次ハ記せん○那覇
の西凡八九里の海中数個の低下せる島及び汝
洲あり一々満潮或雲雨あまむ辛山一々其を認
得べ一○コムモドレ此諸島の密測をなさんと
欲一ニ隻の小舟を其方よ遣り其一ハ引エシ
ス^シ船^の砲師を將と一其一ハ予也其指揮
せり○日巳ハ西よ設せむとせ一頃ハ海よ浮べ
るを以て八時^時我^ユ子^至り一々此諸島の第一島よ
着一其周回子壘銘を投一て海底を測とり其れ

其水海岸は近き所は甚浅きを以てなりまより
ゴツテル^{一軍隊}の海岸より半里の所は定錨し
輕舟を以て細き海峡を過ぎたり但し此海峡ハ
浅くしつ満洲のときハ水来りし其島を二分を
るよ至る○那覇子歿したる預備隊の指揮官某
君其六月滞在せる間各種の散歩をなせしが此
度も亦爰に上陸し九名或ハ十名の婦女は逢へ
り其言へるは後へを爰に流移せりましなり○
此景境を探索せしむの命有を以て我等命きて
二羣となり其一ハ島の南方を巡り一は北方を

回ると定めしり島の全長ハ英吉利法より一里
半其幅ハ稍し半里なり○海岸は石入り細條の
沙ある地ハ總べし雑木繁茂せり然もとも今正
しく退潮のときなまは足跡濡れことなく行歩
せり○其全島ハ凡其幅半里あり退潮のとき
はまじ全く乾くへき珊瑚骨をまじり圍色せり兩
羣互に此島の一端より再び會遇せしが尚此地
の住人の踪跡を見ず而し我等一長列隊とな
し雑木中を通りし帰り然もとも左右の樹
木は支へらむ甚艱難なり○ステエキバルム

「バンデン」ノ「ス」アロエ及び「アル」デ「ミサ」の「エ」トロ
イキ^{以上}物の名^植等路子生して甚厚く殆んど行歩を
へらう^さがる子^至まり^あま^は因り^るこ^な小刀を
以て^あま^は切り其行路を開ルリ○終は海嶺に
近づきある時木叢中子隠れ半ハ地中子埋れ
たる^貪けなる小屋四五個あるを見あり○此
各小屋の側子亦半ハ地中子埋れて凡其^六五
十^ガル口^ニ量^のの水を入る^庭土^獲あり且此
子屋なく^く作^る竈及ひ二三の^缺け^る杯と
芋の^残留せるものとあり^あま^はを以て^此地ハ

人の栖^えたるものなるを知り○然もとも注
意^して探^索せるを以て今ハ此島中人の栖住セ
ざる^あま^はを知り

我等ハ^まより^救人を^小船中子^残「^コテ」^ハ前子
は^駕して^尚西方の^第二島子^至まり^地島甚^第一
島子^齊く^此處子^て亦^密探^ルル^も前子云へ
る^かま^き小屋ありて其中子八九名の^婦人居り
しが我等と見^る驚^き隠^れたり○然もとも海岸
子^澳舟あり^し其^舟子我等の^側子^来り^これ^し
船用^蒸餅と^煙草とを^かく^よへ^し其^報子

牧頭の奥を送りまより我親和セリ○此人等ハ
食料と水と舂贈り来たるものと見えぬりとの
故ハ島中の何処にも此極めて必須なる者の踪
蹟を見ざるなり○此舟子も恐らくハ此諸島中
の一子住セる者なるべしとて何をも以て此水
たりとも十里或ハ十二里の遠地より取るか如
き處を栖住となれや知らぬ○那覇より我譯
司を此ボタニ港に遣り問ふ其流移されたる
植民たる事考思むるの答を得たり○琉球の
土人ハ其夫婦を分別する刑を極刑とて死刑ハ

此国ハ無と見えぬり而して此流移されたる
婦女ハ其分別刑を行はれし者なるべし
我等の第一島に到りしとき其空虚なりしハ前
き某君の探索せしより因りて恐らくハ彼等其
島を捨て此第二島に來りしなるべし此島に亦
珊瑚骨こもりて圍めり
我等の第一舟を止めし処に歸りコツテルを
沙石を固めて外方に遣りて錨を下し乾き居
たる珊瑚床を就えし陸に行けり○爰に教個の
奥舟ありて前きに残りたる人より船用魚餅及

煙草を喫と煙唇へく我等實は度々の食を得る
に至り然もとも其他の技助となすべきもの
ハ無る也○木囊中甚熱しく我等少しく此燬
くが如き日光を避くるが爲は船帆を以て海濱
に「テニト」の天幕を作せり○實は此粗造の穴中
栖のる流移人ハ我眼を以て見を死刑に劣ら
ざる刑戮なり

此島はありて栖めるものハ群集せる野鳩よ
て予志を多く射る我船中よく分配せり
醫「ベテル」へイメルハ我等の那覇に來りてより

以來譯司を勤め且食料の價司となりて常は能
く其職を務めしが八個年滞在の後其驛舎と捨
て行李を卦しり○醫「モルトン」ハ心温和伶俐の
少年よしが此所は茅四月其妻と一子とを携へ
て來りしが此後「ベテル」へイメルに代りて其
職を務む○「ベテル」へイメルは甚難苦しく此土
人の伏後をなす勢のしが稍其祭送前に至りて
これを教導したるは少くハこれに聽従下る
ものあり○其家族は既に茅三月の末に「シエツ
ブリ」船にて上海に發せしが「ベテル」へイメルハ

「ホウハタニ」^船号よ其方よ追ひ行ルリ○此度最
終那覇を出帆する時よ我等「モルト」^工及びその
家族よ別を告げ「ガ」此純良なる人々ハ別を告
る事と且我等屢栖住せ「客舎あり」爰よ好
て安息せ「所の地を去るとハ実よ我等と」て
心痛せ「免ぬり

「^{以上}スシス」^船「ホウハタニ」及び「^{以上}キシニ」^船「^{以上}グドニ」^船
「^{以上}船号」の諸士及び兵卒とも小救「^{以上}百ドル」^{以上}ラルを
集めちれを贈るのと「^{以上}モルト」^{以上}よ送り且ツ
此よ「^{以上}モルト」^{以上}及び其家族あ「^{以上}」よ須要をべき品

を添へ加へたり

日本行紀

第二十八篇

香港より「カドリーキ」の宗名旨弘法使者の事

支那戦争の事

南京慰悦の事

若キ士官「ヘイ」人の事

我病の事

「ギリ」に「僧」兩人の事

流罪處より「イイニス」人の生長及び他の
流人の事

琉球を出帆して七月二十二日此処より再渡を此
時四ヶ日分の綿衣新き食物酒類も缺乏なれむ此
時初より高價を出し是等を求む

支那より歸着し其変乱を見るは是謀反人諸方
より強きを討ち国の戦争善く廣かりて廣東を
も保ちかゝき由を商人等より死脚を以て「コム
モドレ」は報せり故は直に「リス」ス「シラ」船を黃
捕の方へ遣し又司令官一人は野戦砲五挺は八
十人を授け廣東より遣す此兵は「コ」セトニヤ^船号よ

り命ち送るものなり

謀反人の街外より日々小戦せり然も共西陣の
戦争何れも勝敗なく官軍は戦後街内より退き
謀反人の野営は退り故に此戦の発りも亦大
約なり○廣東の近傍はも闘争起り是の根本
強くし連日平らげ然も此謀反人黃埔
より我船落碇を妨げざりハ是「フレ」ヘイム
リ^地の城を奪ふは多事なむむなり但日軍
粧の支那船河を渡るまゝ我爰に在ると知れば我
事も亦何事の発りしやを知らざりし此時より

謀反人ハ右の方子備へ遠く左より襲ひ来たり
此争乱よく盗賊河中に集来す是自然の理なり
故よ廣東黄埔及び香港媽港等の間ハ唯異国の
蒸氣船のこ碇泊を小船よいりくハ屢賊よ支
へらと且又荷を奪ひとりと或ハ乱妨せらる又
黄埔に碇泊したる支那船ハ何志の類船よても
辨別なく討取られり又或日我綿布を洗濯を
する端舟と集取たり或ハ又夜支那の端船異国軍
船の傍に終夜集會を故よ我船を遠ざくる事彈
丸の彼船よ達する程の間子なせり

此闘争の新説よ就くハ早く新聞紙よていりな
る事と成著したるや予記する事能もバ〇「エス
クハニナ」^船と八月中旬よあの揚子江に退け
ゆへよあの戦争の模様よく知り記録をるこ
とを得り

支那住居合衆国の弘法使者なる「マクラ子」各君
異国商館の安居を訪ん為南京よ至らん事知
ふ故よ「ススタハニナ」^船至気小船「コニエ」^船
各人を伴ひ揚子江を出船し南京よ至る此時使者
此處の鎮守と會り士官及び住民等此街中の

周囲に壁を作らん事を謀り其所在に「フー」の
壁を造り巡見をなせり此時見聞の違ひありし
を見出せり是此處にて高名の陶工ありて陶子
を塔を造営せりとちり人多く土を誠とて貴
めり右塔ハ陶子あらびく赤き砂よく表面を
塗り美麗なる瓦磚を以て覆ひ其下方ハ稍破
損せり然もどし高き塔にして形状ハ尚奇麗な
り

街中より見る時ハ塔最高く美麗にして富貴の
地なるを示せり此塔の近辺に教多の宮殿僧房

且つ人家等あり又園中にも家あり岬崎迄も人
家建ち連なり蓋しこれに謀反人の為に都て破
損せられたる

今ハ唯陶具鐵具及び破損したる佛像其他の物
僅に存するのみ我等ハ些の器具を持歸せり
我等旅行の人と再び此破損場近辺に來りし時
支配人様の一隊の兵士遇ひ其士卒に導きて街
中に入立し家に至り戸を閉支配人の長き紅衣
を着し高きよく強く尋問を然も共丁寧とて
茶菓子を供ひ彼本國來意を問終りて猶尊敬し

進めて休息セーむ扱一人并敬ーく曰彼等皆君
子屈脚をる事歎えかと言ーくバ士官初く色と
和らげ皆キリ正神子傾き信仰尊敬をべーと告
る己の意を尽ー士卒を引連れ此家城出る我等
暮る船子帰る彼等も街中巡見ーて此時川辺に
出来たり

我無人嶋よく同居ーたる同国の若き士官「エム
べー」名人偶晩は方く街壁に沿わく道這ー終る危
場子攀ち登らんとして心志を旁ー石壁三四の高
き子至たり然もとも足を石よく損ー帯劔の柄

を樹根に搦く壁下の水甍の傍に氣絶ーたり此
時二三人の兵士是と見く面を水を澆ぎけ温
茶口子入る此に於く漸く予は歸りく快氣せ
り其時甚ぶ羨麗なる支配人の家子連を至る此
支配人の此日尋問ーたる人なりー扱此若き士
官ハ未々支那語を知らざる故に尋問を解さし且返
答をる事能む故に支那の老人大に氣をいら
ち猶解ーがさき語を以て責問せり此に彼士官
ハ甚苦く礼金を出ー帰り去んこと乞へり此
時此老人不圖奇言を遣ひーりハ互に相通ー大

は安心して一室に佇ひ飲食せしめて後臥さし
む又兩人の家僕に命じ暑を凌ぐ為に扇子を以
てあかがしむ翌朝に昨日樹根に掛たる剣を返
し手へ水門より歸らしむ

此士官は謀反人の軍に語りしうども後ハ此事
を意とせば唯僅に不慮の事なりと思へり此街
中当時猶瓦礫積堆し且残る廢家ありこれ
を溜り所となす又此街の周圍ハ恰も好き丘よ
て豊地なり又其川ハ「イキリス」里救し南京を
距る九七十五里其深さ大船を浮ぶに足る然も

とも幅甚だ狭し

予暫く媽港に歸る為に黃埔を退く是よりて
朋友に面接せることを得たり喜ぶへし扱看岸
の夜ハ恙ありしが船頭ハ凶に誘まらざり戲場は到
り故に次日より病甚し重く三四日間ハ殆ど
人事不省しし唯颶風騒ぎが故に碇泊の場を
「キムリ」モ「コ」を知らる而已亦前の碇泊
場へ歸りし後醫ワト「コ」の助より快くな
り本船に歸る事を得たり且我に出帆の頃迄陸
上より養生せむ病全く癒へしと諾まり故旅宿

よて加養一リナルル各君の信実なるを抱を
受り

千八百五十四年九月朔日江の上岸の高き所
く白衣を着たる二人の僧^ケ及^び^ハ^ハ小
遇へり此者ハ黄埔又香港より屢我船を訪む
者なまむ遠眼といへども能くこも知れり是
ハ拂東西の弘法使者なり然るも支那の服を着
一亦頭髮も支那人の如くせり此時^ハ我を自
己の住家よ同伴せんと信実も乞ひ一故是も隨
ひ至り其家ハ此丘の頂を距る事遠う^ハ此

弘法使者の家ハ二層^ノ造り其下層ハ小室教
室且兩僧の部屋あり上層を臥室とせり此家
二十人の棄子^ハ養へり其十歳より二十歳まで
ハ火僕も役も此教室より弟子の上達を知る為
ラテ^イ正の文典及び翻譯を^ハたるを彼弟子
等の寺主試るを見侍此教則ハ日ハ六時間誓古
を為せ^ハむ又此家ハ廣き空地あり^ハ六時の外
ハ日毎ハ此庭まで遊バ^ハめ且體の運動を教ゆ
○亦丘の近辺を遊歩^ハく夜ハ至り弘法使者を
訪んと欲せ^ハり此路^ハく歎園を火^ハき并^ハり科

不可解

具より丁寧は掃除する所見る此歟甚く肥くを
こやうなり

食堂ハ長く一々飯臺を中央に備へ此臺の両端
に僧各一人を座せしめ其間に菓子杯坐せしむ
此僧の臥室ハ甚美麗より椅子机且壁に書棚
等以設け且藁にて造りたる畳と布き都て必用
の具と備へ多り此僧等ハ此寺に事ふるため未
りしハあり以て彼等ハ必天幸を得て以て業
を全ふせんと我等彼を祝したり此弘法使者ら
他は異なりて英吉利ヒスユッブの法官より弘法使

者の総長をまむ貴人又ハ諸候の入費なり又支
那の風俗を用ひしハ彼は甚適當する事あり異
体よりハ国人の信仰薄し如是体を変へたれむ
其国民親しき易くし我法は傾く事速なり○
キウラフに従属たるドイツの細の弘法使者なる「子
ウマン」名二三輩の同職を伴ひ同時に開教せし
我推量するに此者の行と甚実意なり
法官ダ余は語りて云ふ吾儕ハ蒙生と多方子護
視する事以務む殊に幼稚なるハ格別なりとす
是支那人教徒の館より教育したるを以て

賤汚なる事或為さしむるが為し屢之を盗し去
んと欲をもたむなり○其餘ハ此人々縦へ都府よ
り僻遠するとも皆能く鎮靜且安全無事は生活
せり蓋し何事も有ざる如しハ亦何物も盗し
得べしとむむむなり○法官リボイスハ此所の
創業開基より又此教育の臨的の人たり然もど
も猶来り一二年は満るのち然もども「ヒクトリ
」(香港の)存してハ一二時前以來「ル、アセイ、テラ、
サイニ、テ、エン、ハン、セ」拂葉西語より幼童と保
全する寄地場の事
①と名くも一處を院たり是断しハ女兒のこの

為めは設け而て女子をして之を指揮開導せし
むる者あり

〔壹〕拂葉西より一二時前未一種の建立の法
を創めしり而て男女の教童は頼り諸方の府
邑より銀兩を集聚歛納して其繁多なる蓄積
より養はれしり○結社の法近時他の諸国よ
ても亦之は模倣せり

此處はハ九人の婦人ありて院長と共に六十餘
人以上の十女兒を護保せり是多分ハ支那の北
方より来る者といふ蓋其地よりハ上等の人よりハ

之無くとも賤陋ある民間にて猶女兒を亡没せし
る醜惡なる過虐風習となりて已むを得ざる事
あまむなり豈哀むべき事ならんや○又「イモイ」
及び「ニホ」にて此の如き仁惠なる婦人の結
社を興せり是皆此の如き不幸なる天物を奉育
するを以て已むが課任と一而して多くの子
を此地より香港に送る者なり

余法官「フ」に誘われより以来教此構宮の裏に
到りて○院長と二婦人の皆英吉利の女にて一
人の獨逸餘ハ拂藁西の女といふ○此婦人互に家

政の提轄を分ち領一人毎小時と期して其財
務の定分を取り其期を歴る後実司する業
の課程と交換し今日庖厨を護視する人の他時
ハ卧室の護視と為し其後更に教育の護視をな
す如くせり○其兒子ハ年長するにのより年少
なる者と其部分と分ち監視して教諭せしむる
事といふ

余午後教此貞静なる女人の如き日と消せり
是皆佳勝なる修飾なくして善因と修成する事
を欲する人々なり○此諸人皆其齡長し或人

ハ既子生命の秋子至る者あり○他の一二婦ハ
猶畏時の嬌態を存せり○院長ハ崇敬をへき能
く事ヲ會せる女ト云又余が国人とすト云ト
ラルト云といふ婦人ハ善良なる性質よて是非
を能く辨せる人なり其此の如くなまると未多
年見ざる所の「イニ地名」の美且縁なる者と
聞クまシ時ト見ル子の如く愉快セリ（此人ハ「マイ
ニズ」地名より来たり）恐くハ此諸婦人法帽を
蒙りて安全なる寄託を得る前トハ其心裡幾何
の擾乱轉覆を歴レが是神の能く知る所とす

○恐らくハ其静正なる眼目と慎守せる唇舌と
以て幾何の苦悩を密藏せレが唯神の之を
知まり其清潔愉快の女兒より愁勞の尼となる
子至てハ志望の誠なる如く知覺の因窟なるこ
とト將如何そや○余教院を訪ふ毎子未だ聳く
少なくとも思ふて此ト到らざるト得む○其
持律の温順貞正なると其衣服皆制を同一て整
齊なるハ愈余が感動せレむる子至まり○其衣
服ハ晴翠色の衣と白くシ大凡纏帽の如く兩
髻ト垂下シ顔を除き全首と蒙蔽せる法帽と

より成まり○然もとも此諸服一つも着者き—
て厭ハ—むるをな—又一つも法教の儀飾を用
ゆるをな—准其高きと六合の外に超然たる者
あり而て又皆其作為に於るハ痺乎と—て餘裕
あり是れ以て極めて相親壯—慇懃なる言語の
慇懃なる目撃を以て障害なき調諱ハ良易なる
笑顔—以て相應酬せり○諸人皆基利斯督の和
令勉勵ある慈愛の符章を持し○嗚呼天の此女
子と—て児孫を育せざら—め而て造物者の此
諸人の胸裡に賦する所の慈愛に向てハ貧窮

情弱なる児孫よりも却て能く佳勝する物を受
け—むる者ならむ○此の如く佳勝なる婦女ハ
正に此の如き天恵を受り—而—て此婦女終始
其慈愛の業に於て大助を授けり—と○これ余
が愁に禁へき—と別と告げ—とき最後の願ひ
にて有る—

学士「モリソ」ハ支那に各子崇敬譽稱せられ
たるより斯名けらむたり此人生涯の間此教諭
に就く多女の業を成せり而—て其終り病に
臥せ—以来ハ其事皆彼を看護せ—此貞誠なる

女子は在りとす

香港よてハ猶多くの「カトリー」宗の教徒あり
一ツハ波ル杜尾ル一ツハ伊斯波尼亞及び一ツ
ハ意太里亞よて皆支那の俾斯波リュドヒコト屬
セリ○此リュトヒコトといハ豪富よて最大なる
家を有てり其中よて自国の人も亦導きて教徒
とならむ○然る凡て此結社ハ多々の佳務なる
修飾と為せり此故に余此後の多く善因を修む
るを信むると雖も猶共よ興起をる小至らさ
るぬあり○然るに此中一ツの惻怛をへきこと

ありこれ實よ支那よてのカトリーキの教徒よ
関涉せる乎或ハ否ざる乎余敢て決するを欲せざ
る所なり○即ち其許多の帑銀を皆啗喰及び古
里を起て送致し其地よて差遣の官伎これを以
て鴉片土を買ひ之を此地よて運輸するよ方て此
の鴉片土よて更よ支那人の蓄積せる銀兩と換
奪せり○是を以て其欲する所の物を檀よ要求
し且つ加之其本資益信息するを致せり然も
ともその名譽なる本旨として成功の徳ハ方便
の罪と賤ふといふ説よ至りてハ余よ於て允当

なりとせず而く此六人の愚騷なる少年を以て
基利斯督教の僧侶となす事の爲に同胞均一
き生靈莫大の人教を鴉片土にて漸次ニ荼毒を
与へ余故以て是を觀るに基利斯督宗の正教に
合ひ難しと云は



